

○厚生労働省令第二十五号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第二条第二項の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(母子感染者に類する者) 第四条の二 法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める母子感染者に類する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二条第二項に規定する母子感染者(以下「母子感染者」という。)又は前号に掲げる者(母子感染者である父を介してB型肝炎ウイルスに感染した者を除く。)の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者</p>	<p>(母子感染者に類する者) 第四条の二 法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める母子感染者に類する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二条第二項に規定する母子感染者(以下「母子感染者」という。)の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。